

著作権	判決年月日	令和8年4月27日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和7年(ネ)第10058号		
○ 発明の名称を「ポイント管理システム」とする特許権に関する職務発明対価請求事件において、1審原告は共同発明者の一人であり、使用者である1審被告は特許発明を実施して「独占の利益」を得ているとした上で、平成27年改正前の特許法35条3項に基づく相当対価請求として、原判決を上回る金額が認容された事例。				

(事件類型) 職務発明対価請求事件 (結論) 原判決変更・請求一部認容

(関連条文) 特許法35条3項(平成27年改正前)

(関連する権利番号等) 特許第5663696号

(原判決) 東京地方裁判所令和4年(ワ)第7986号・令和7年4月17日判決

判 決 要 旨

1 本件は、1審被告の代表取締役であった1審原告が、1審被告の業務範囲及び1審原告の当時の職務に属する職務発明(本件発明)を行い、本件発明に係る特許を受ける権利を承継させたと主張して、1審被告に対し、平成27年改正前の特許法35条3項所定の相当対価として、1億円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

本件発明は、1審被告を特許権者とし、発明の名称を「ポイント管理システム」とする特許(特許第5663696号)に係る発明であり、クレジットカード会員である顧客が、あらかじめ選択した所定数の加盟企業から商品を購入等してクレジットカードを利用した場合、通常のポイントとは別にボーナスポイントを付与するためのクレジットカード管理システムに関する発明である。

原判決は、①1審原告は本件発明の共同発明者の一人である(単独発明者ではない)、②1審被告の提供するクレジットカード管理システム(本件各システム)は、一部を除き本件発明を実施するものといえるが、一部については本件発明を実施するものとはいえないとした上で、③不実施部分を控除した1審被告の独占の利益(超過売上割合は50%)に使用者貢献度(95%)、共同発明者間の貢献割合(50%)を考慮して算定した相当の対価の額から、1審原告が得た利益(業績連動報酬の10%)を控除して、1審原告の請求を220万3446円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

これに対し、1審原告及び1審被告が、それぞれ控訴を提起した。

2 控訴審においては、1審原告の発明者性、本件各システムの本件発明の技術的範囲への属否(均等実施を含む。)、相当対価の額(算定方式、将来のカード会員数の見込み、仮想実施料率、使用者貢献度、共同発明者間の貢献割合)、1審原告が得た利益の有無及び額等、多岐にわたる争点が争われた。本判決は、

原判決の判断を概ね維持しつつ、その一部を次のとおり変更して、1審原告の請求を1849万1370円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

- (1) 構成要件B5の「指定された所定数の加盟企業の加盟企業コード」との文言は、クレームの文言及び明細書記載の発明の技術的意義に照らし、「加盟企業コード」の数が「所定数」であることを特定するものではなく、「指定された所定数の加盟企業」の「加盟企業コード」を意味すると解される。したがって、本件各システムのうち、「加盟企業コード」は多数あるが「加盟企業」が「所定数」であるシステムも、構成要件B5を充足する。
- (2) 本件各システムのうち、加盟企業がネット決済のみを行い「店舗端末」を備えない場合、構成要件A4の「店舗端末を備えるクレジットカード加盟企業の店舗サーバを備え」との構成を充足しないが、競合他社においても、店舗端末を備える加盟企業を殊更排除するなどの経済的合理性を有しない措置を講じない限り、上記不実施部分のみを実施することはできず、本件特許権に基づく禁止権の効果が及ぶことからすると、相当の対価の額を算定するにあたり、これを不実施部分として減算するのは相当ではない（本件各システムは、これ以外の構成要件をすべて充足するから、結論として、不実施部分として控除する部分はないことになる。）。
- (3) 本件発明は1審原告を含む3名の発明者による共同発明であり、特段の事情がない限りその貢献割合は均等なものと推認されるから、共同発明者間の貢献割合は33%である。
- (4) 1審原告が在職中に受けた報酬に、特許を受ける権利の譲渡の対価や、本件発明に関連した報酬が含まれていたとは認められない。

以 上